

令和7年9月5日

御前崎市議会議長 涩美 昌裕 様

御前崎市議会政治倫理審査委員会
委員長 河原崎 恵士

審査結果報告書

令和7年8月25日に議長から本審査会に付託された請求事案について、審査結果を御前崎市議会議員政治倫理規程 第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 審査の対象となる議員の氏名

高田和幸

2 審査請求年月日

令和7年8月21日

3 審査請求事案の内容

- (1) 御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会の議事に関する内容を公の場で公開した。
- (2) 高田和幸議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査を妨害した。
- (3) 令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行った。
- (4) 自身のチラシ(弁明書)を町内会の回覧文書として地域住民に回覧するよう指示した疑いがある。

これら高田和幸議員の一連の行動が、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号、第6号、及び第7号の政治倫理基準に反する疑いがあるというもの。

4 審査請求の理由

- (1) 御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会の議事に関する内容を公の場で公開したことについては、高田和幸議員が弁明書の中で、秘密会の内容を出席者の誰かが外部に漏らしたかのように書いている。秘密会の内容を誰かから聞いて書い

たのか、それとも全くの想像で書いたのかは、高田和幸議員にしか分からないことであるが、軽々に弁明書の中に秘密会の情報を記載し、本会議場で読み上げるという行為は、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号、及び第6号に違反する疑いがある。

- (2) 高田和幸議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査を妨害したことについては、令和7年7月11日に発信された自身のブログを見れば明らかであり、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号に違反する疑いがある。
- (3) 令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行ったことについては、秘密会の議事の内容に触れる恐れがあるので、詳細は記載できないが、当時の状況から考えて明らかにハラスメント行為と思われるため、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第7号に違反する疑いがある。
- (4) 自身のチラシ（弁明書）を町内会の回覧文書として地域住民に回覧したことについては、公職選挙法に抵触するものではないが、個々の議員がそれぞれの地区でこのようなことをすれば、その都度、配布するか否かの判断は町内会長に委ねられ、町内会長の負担が増大することは容易に想像できる。市が手数料を支払って、回覧配布をお願いしている町内会に、議員が個人的なチラシの配布を依頼することは、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号に違反する疑いがある。

5. 審査会の設置

令和7年8月21日付で、議員3名（二俣秀明議員、石川貴広議員、川口知幸議員）の連署をもって、高田和幸議員を審査対象議員として、議長あてに御前崎市議会議員政治倫理規程 第4条に基づく審査請求書が提出された。

渥美昌裕議長は、審査請求書の内容を確認し、審査請求が所定の要件を満たしていることから、直ちに御前崎市議会政治倫理審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、令和7年8月25日に当該事案の審査を付託した。

審査会の委員は、次の9名である。

阿南澄男議員	阿形 昭議員	渥美昌裕議員	植田浩之議員
河原崎惠士議員	櫻井 勝議員	小田芳久議員	村田明彦議員
福田伸次議員			

6. 審査の経過等

審査会は、議長から付託された当該事案が御前崎市議会議員政治倫理規程第3条に規定する政治倫理基準に違反するか否について、公平かつ慎重に審査を行った。

【第1回審査会】令和7年8月25日（月）全委員出席

冒頭、渥美議長から審査会設置の経緯について説明があり、その後、審査会の委員長に河原崎恵士議員、副委員長に阿南澄男議員が互選され、渥美昌裕議長から審査会に審査事案が付託された。

その後、「会議の公開・非公開について」、「審査請求の内容について」、「今後の審査会日程（案）」について協議した。

また、次回の審査会に審査請求者を招致し、審査請求理由の説明を求める 것을決定した。

【第2回審査会】令和7年8月29日（金）全委員出席

審査請求書者から審査請求理由の説明を受け、質疑応答の後、審査請求の適否について協議し、当該事案は審査に適するものと決定した。

また、次回の審査会に高田和幸議員を招致し、事情聴取するとともに弁明の機会を与えること及び会議は秘密会で開催することを決定した。

【第3回審査会】令和7年9月2日（火）委員8名出席

審査請求事案の事実関係を明らかにするため、高田和幸議員の事情聴取を行う予定であったが、同議員が一切の証言及び弁明を拒否したため、これ以上の調査は不可能と判断し、既存の資料を基に同議員の一連の行動が政治倫理基準に違反しているか否かを審査し、審査請求事案4件の全てが政治倫理基準に違反するものと認定した。

【第4回審査会】令和7年9月5日（金）委員8名出席

審査結果報告書（案）の記載内容について確認した後、高田和幸議員へ講ずるべき措置について協議のうえ決定し、審査を終了した。

7. 審査の結果

(1) 審査請求の適否について

政治倫理基準に照らし合わせて協議した結果、本事案は、審査に適するものと決定した。

(2) 政治倫理基準に違反する事実の存否等について

①御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会の議事に関する内容を公の場で公開したことについては、高田和幸議員が弁明書の中で、秘密会の内容を出席者の誰かが外部に漏らしたかのように書いている。秘密会の内容を誰かから聞いて書いたのか、それとも全くの想像で書いたのかは、高田和幸議員にしか分からぬことであるが、軽々に弁明書の中に秘密会の情報を記載し、本会議場で読

み上げるという行為は、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号、及び第6号に違反するものと認定した。

②高田和幸議員の発言の真偽を確認するための調査が実施された際、自ら名乗り出ようとした職員の口止めをして御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査を妨害したことについては、令和7年7月11日に発信された自身のブログを見れば明らかであり、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号に違反するものと認定した。

③令和7年6月13日の本会議終了後、議場において特定の職員にハラスメント行為を行ったことについては、秘密会の議事の内容に触れる恐れがあるので、詳細は記載できないが、当時の状況から考えて明らかにハラスメント行為と思われるため、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第7号に違反するものと認定した。

④自身のチラシ（弁明書）を町内会の回覧文書として地域住民に回覧したことについては、公職選挙法に抵触するものではないが、個々の議員がそれぞれの地区でこのようなことをすれば、その都度、配布するか否かの判断は町内会長に委ねられ、町内会長の負担が増大することは容易に想像できる。市が手数料を支払って、回覧配布をお願いしている町内会に、議員が個人的なチラシの配布を依頼することは、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号に違反するものと認定した。

⑤御前崎市議会政治倫理審査委員会の事情聴取における高田和幸議員の証言拒否は、御前崎市議会議員政治倫理規程 第2条第2項に規定された議員の責務を放棄するものであり、副委員長から退席を命じられた際も、持参した手提げバッグを机に叩きつけるようにして席を立つなど、その態度も議員としての品位を著しく損なうものとして、御前崎市議会議員政治倫理規程 第3条第1号に違反するものと認定した。

付 帯 意 見

御前崎市議会政治倫理審査委員会は、審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次のとおり意見を付す。

1. 対象議員へ講ずるべき措置の内容

今回の事案は、高田和幸議員個人の信頼失墜だけでなく、御前崎市議会並びに御前崎市職員に対する市民の信頼を大きく揺るがす結果となった。

よって、本委員会は、高田和幸議員に対し「議員辞職勧告」の措置を講ずるよう求める。

なお、高田和幸議員には、このような事態を招いた責任を重く受け止めていただき、速やかに議員の職を辞することを強く求める。